

情 報

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | ・・・ 2 |
| 貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年9月分) | ・・・ 4 |

令和6年10月22日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和6年10月22日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社スズキ観光バス (法人番号: 4060001011409) 代表者 鈴木 靖志 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 栃木県那須塩原市鍋掛字鍋掛原1087-179 (本社営業所) 栃木県那須塩原市鍋掛字鍋掛原1087-179 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和6年8月30日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年10月22日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和6年10月22日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社和泉観光自動車（法人番号：6011801021038） 代表者 井上 満夫 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都足立区大谷田5-27-15-601 (花畑営業所) 東京都足立区花畑6-13-13-201 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和6年6月19日及び令和6年7月1日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年9月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|------------------|--------|------------------|--------------------------------------|-----------------------|--|-------|------------|
| 20240903 | 株式会社 イサワ (法人番号3011701012610) 代表者:伊澤 秀郎 | 東京都江戸川区西葛西2-1-15 | 本社 | 東京都江戸川区西葛西2-1-15 | 事業停止(3日間)、輸送施設の使用停止(285日車)、輸送の安全確保命令 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年5月17日及び同年6月27日、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)健康診断未受診者による健康起因事故の惹起(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)業務記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(13)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(14)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(15)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(16)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4) | 33 | 33 |
| 20240903 | 報友梱包運輸 株式会社 (法人番号8010901011070) 代表者:高橋 章 | 東京都世田谷区船橋6-6-12 | 本社 | 東京都世田谷区船橋6-6-12 | 輸送施設の使用停止(190日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 | 労働局からの通報を端緒として、令和5年6月21日、同年7月20日及び同年8月21日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4) | 19 | 19 |
| 20240903 | 有限会社 三栄総業(法人番号7021002057838) 代表者:望月 隆仁 | 神奈川県平塚市田村2-3-22 | 本社 | 神奈川県平塚市田村2-3-22 | 輸送施設の使用停止(90日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第1項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年8月31日及び同年10月18日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)事業計画(自動車庫の新設、休憩睡眠施設の新設・廃止)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画(営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 9 | 9 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年9月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|----------------------|--------|--------------------------------|------------------|------------------------|---|-------|------------|
| 20240903 | 有限会社 カクタス(法人番号3030002003318)代表者:小宮 泰二 | 埼玉県さいたま市緑区大門1595-1 | 本社 | 埼玉県さいたま市緑区大門1595-1 | 輸送施設の使用停止(80日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年9月20日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 8 | 8 |
| 20240903 | トランスネット 株式会社(法人番号2020001051187)代表者:正治 歩 | 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町15-7 | 東京 | 東京都大田区東海5-5-9 | 輸送施設の使用停止(50日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故があった旨の情報を端緒として、令和5年10月31日及び同年12月12日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 5 | 5 |
| 20240903 | 名糖運輸 株式会社(法人番号7012401011964)代表者:菅原 剛 | 東京都新宿区若松町33-8 | 三芳 | 埼玉県入間郡三芳町北永井636-2 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月28日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) | 3 | 3 |
| 20240903 | 有限会社 シャイニングステージ(法人番号3050002035292)代表者:梅谷 忍 | 茨城県かすみがうら市横堀380-8 | 土浦 | 茨城県かすみがうら市稲吉2-5-11 森江テナント1階3号室 | 輸送施設の使用停止(10日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年3月7日、同年3月16日及び同年4月18日並びに同年5月31日監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条) | 1 | 1 |
| 20240910 | 大幸輸送 株式会社(法人番号8011501007293)代表者:大平 勇治 | 東京都足立区扇1-24-10 | 本社 | 東京都足立区扇1-24-10 | 輸送施設の使用停止(140日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月2日及び同年11月29日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 14 | 14 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年9月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|-------------------|--------|--|----------------------------|-----------------------|---|-------|------------|
| 20240918 | 関東エアーカーゴ 株式会社(法人番号1030001001885)代表者: 斯波 伸宏 | 埼玉県さいたま市桜区桜田3-7-2 | 埼玉 | 埼玉県さいたま市北区別所町131-9 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 労働局からの通報を端緒として、令和5年9月6日及び同年12月20日、鹿沼営業所に対して監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 2 | 2 |
| 20240925 | 株式会社 テー・オー・デイリーサービス(法人番号4020001088764)代表者: 舘山 清 | 神奈川県川崎市川崎区東扇島17-2 | 本社 | 神奈川県川崎市川崎区東扇島17-2 (株)ベニレイ・ロジスティクス東扇島事業所内 | 輸送施設の使用停止(170日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年5月16日、同年6月7日及び8月21日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)報告(事業報告書・事業実績報告書)義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(14)報告(運賃料金届出)義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 17 | 17 |
| 20240925 | 昭和運送 株式会社(法人番号8010701004753)代表者: 高田 健 | 東京都品川区旗の台2-2-20 | 本店 | 東京都品川区旗の台2-3-9 | 輸送施設の使用停止(50日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年12月19日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 5 | 5 |
| 20240930 | 株式会社 あおば(法人番号6010701039421)代表者: 吉岡 寿之 | 東京都大田区仲六郷2-8-10 | 蒲田 | 東京都大田区東六郷2-19-7-1F | 事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(40日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年2月22日及び同年4月20日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 34 | 34 |

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3。(4)但し書き参照)